

会

議

午前10時 0分開議

○議長（大黒孝行君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 日程により、過日、常任委員会に付託をいたしました議第1号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第2号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議第3号 下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について、議第4号 下田市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定について、議第5号 下田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議第6号 下田市営住宅等整備基準を定める条例の制定について、議第7号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の制定について、議第8号 下田市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の制定について、議第9号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について、以上、9件を一括議題といたします。

これより常任委員会委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

産業厚生委員長。6番。

〔産業厚生常任委員長 岸山久志君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岸山久志君） おはようございます。

産業厚生常任委員会、岸山でございます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第1号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

2) 議第2号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

3) 議第3号 下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について。

4) 議第4号 下田市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定について。

5) 議第5号 下田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

6) 議第6号 下田市営住宅等整備基準を定める条例の制定について。

7) 議第7号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の制定について。

8) 議第8号 下田市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の制定について。

9) 議第9号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について。

2. 審査の経過。

2月12日、13日の2日間、第2委員会室において、議案の審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、大川環境対策課長、土屋建設課長、平山上下水道課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第1号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第2号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第3号 下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第4号 下田市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第5号 下田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第6号 下田市営住宅等整備基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第7号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第8号 下田市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第9号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長の報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第1号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 下田市指定地域密着型サービスに係ります事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対の討論をさせていただきます。

お手元の、皆さんの議案の第8章をお開きをいただきたいと思います。ページ数は58ページとなっているものであります。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、第1節の基本方針であります。

150条には、地域指定密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。）と書いてございますが、なかなか理解のしがたいところであると思いますが、この施設は、「可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。」自宅に帰れるような入所施設として運営していくんだ、こういうことが定められ、その2項には、29人以下の施設である。残念ながらこの下田市管内には、この施設はいまだ設置がされていない、こういう状態にあるわけでありまして。

59ページを開いてみますと、人員に関する基準ということで、151条には、医師、入所者

に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な医師の数を置きなさいと、生活相談員は1人以上だと。介護職員及び看護師もしくは准看護師、こういう職種の人を置きなさいと、1人以上とすると。栄養士が1人以上、機能訓練指導員が1名以上と、介護支援の専門員が1名以上だと、こういう施設になっているわけでありませう。

ぜひとも、そういう意味では下田市にも設置をいただきたい施設であろうと思うわけですが、ページ数61ページを開いていただきますと、設備に関する基準が出てまいります。問題はここの152条であります。

指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室であります。

ア 一の居室の定員は1人とする。ただし、入所者プライバシーの確保に配慮したもので、地域の実情を踏まえ必要と認められた場合は、4人以下とすることができるという、この規定であります。

原則1人であるものは、どうして4人にしなければならないのか。まさに国の基準におきましては、一の居室の定員は1人とする。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上、必要と認められる場合は2人とする。と、こういう規定になっているわけでありませう。国の今まで進めて来た基準よりも、より緩やかな悪い基準と言ったらいいかと思ひますが、そういうものをなぜ制定をするのかと。

お年寄りが4人も1つの部屋にいるということになれば、いびきがうるさいであるとか、あるいは財布がどこかいったと、なくなし物をしたとか、こういうことが想定がされるわけでありませう。そういうことの中で、1人が1人部屋に置きなさいということが原則にされているわけでありませう。そして、ただしということであれば、それはせめて1部屋に2人というただし書きにするのが当然プライバシーを守り、人権を守る下田市をつくっていくという観点から考えますと、4人でいいなというようなこのような基準は改めなければならないことは、明らかであろうと思ひわけでありませう。

したがいまして、この1点を捉えましてもこの基準は訂正をしていただかなければならぬ内容のものであると考えるものでありませう。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 次に、賛成の意見の発言を許します。

2番。

〔2番 小泉孝敬君登壇〕

○2番（小泉孝敬君） おはようございます。志盛会の小泉です。

私は、議第1号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現在、全国的に高齢化が進み、介護を必要とする人が増大している現実があります。ここ下田でも施設に入れず、自宅待機の人が多いと聞きます。そういった現状の中、今後施設の不足がより深刻な状況になると思われま

す。介護を受ける人、介護をする家族、健常者には想像もつかない苦しい大変な毎日を過ごし、日々闘っていることと思います。病状や経済的な面を含め、さまざまなケースがあると思われま

す。プライバシーや個々の家族の事情をクリアし、多くの対応の仕方を提供していくことこそ、また、選択肢を増やす工夫こそが我々に課せられたものではないかと考えます。今回の条例の制定は、まさにそのために必要であると思

います。国のやることが全て絶対的でもないし、また、大衆の思うことが絶対的でもないと思

います。時には地域の実情に合った判断も必要かと思

います。今回の案件は、地域の自主性の法律の整備であり、将来的にはサービスの向上や支援に役立たせるための条例の制定と思われるため、大局観をもって私はこの議案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ほかに討論はありませんか。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で意見を申し上げたいと思

います。この地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設は、いわゆる小規模の介護施設を想定したものであります。もともと今回の条例改正は、地域主権一括法をベースにしたもので、いわゆる全国一律のやり方ではなく、それぞれの地域に応じた条例を整備をし、施設をつくっては

どうですかというものであります。施設が29人以下の小規模となりますと、採算面でいえばかなり厳しいものが当然に出てくるわけでありま

ますが、今後できるとしても恐らくは民間施設になることが想定されるわけであります。そうしますと、施設の維持は介護保険と自己負担によって成り立つわけであります。

原則1人が望ましいけれども、1人ですと、例えば現状ある「みくらの里」なんかにしても20万を超える自己負担が発生すると。この20万を超えている負担をして入れる市民はそう多くありません。したがって、ある程度的人数の中で賄うことは、自己負担能力からいけば、この地域の実情からいけばやむを得ないものであろうと。

また、介護保険についても保険料の値上げが先年されたわけでありますが、大変厳しい実情に対して40歳以上の介護保険の加入者保険料に苦慮しているところであります。これがもし原則どおり1人だけでやれば、莫大な個人負担と高額な介護保険料の負担を強いられるわけであります。下田市の財政状況、下田市民の生活実態等を鑑みれば、小規模におけるところで原則1人、しかしながら2人が望ましいものの、やはり4人というのはやむを得ない数字であらうと考えるわけであります。

こういった観点から、この条例に賛成するものであります。

[発言する者あり]

○議長（大黒孝行君） はい、どうぞ、お互いさま。おさがりください。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大黒孝行君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

ご異議がありましたので、本案は起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大黒孝行君） 起立多数であります。

よって、議第1号 下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第2号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第2号 下田市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第3号 下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第3号 下田市一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第4号 下田市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第4号 下田市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第5号 下田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第5号 下田市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第6号 下田市営住宅等整備基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第6号 下田市営住宅等整備基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第7号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の制定についてを討論に付しま

す。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第7号 下田市都市公園の設置基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第8号 下田市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第8号 下田市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

次に、議第9号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第9号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定をいたしました。

○議長（大黒孝行君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成25年2月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時30分閉会